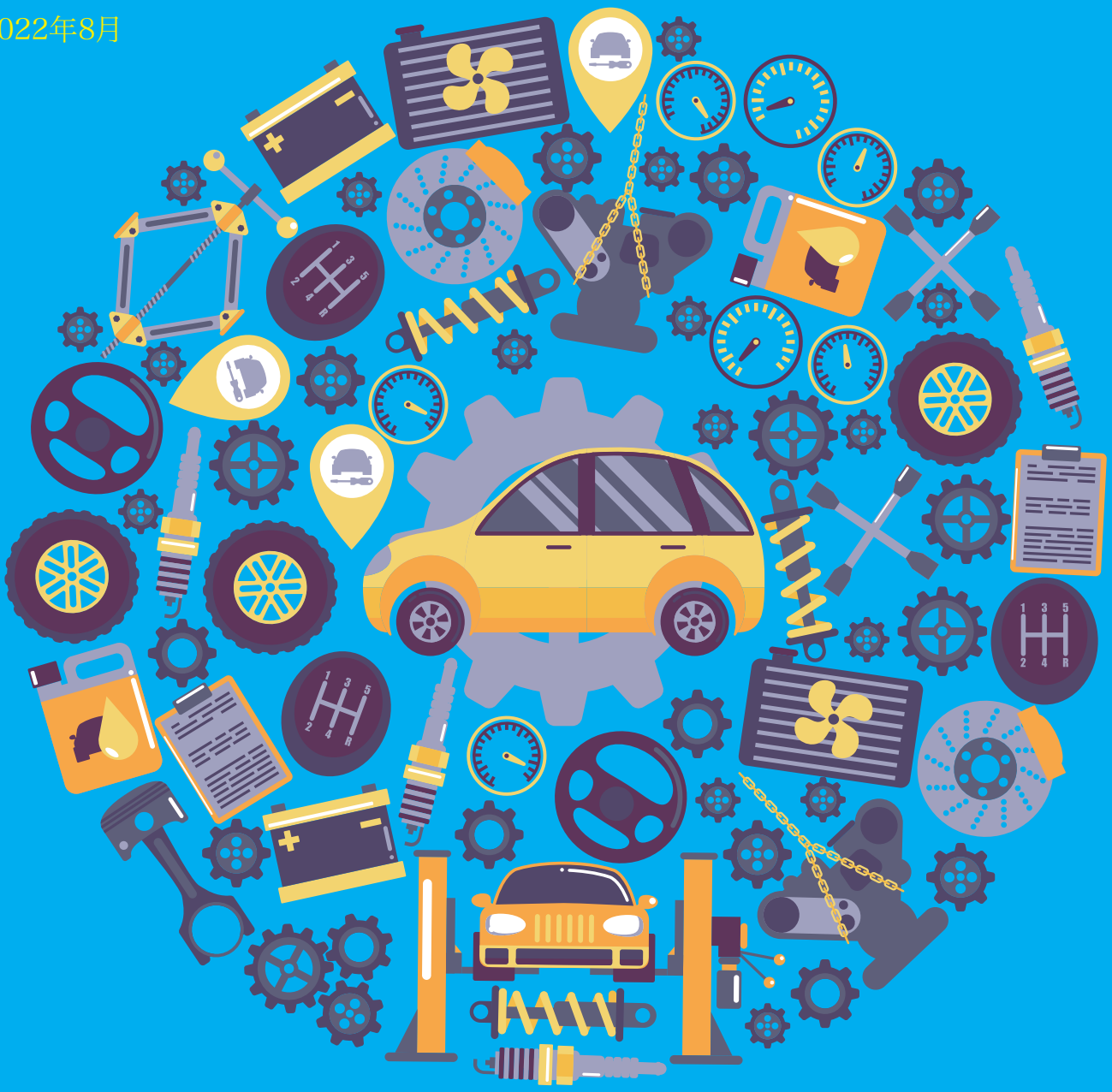
『指定整備保証』

発行マニュアル

保存版

第8次改訂

2022年8月



静岡県自動車整備指定工場会

静岡県指定整備保障共済会

目　　次

はじめに

1．「指定整備保証」誕生のプロセス……1
（1）保証書発行の背景・自整第２０８号・整備保証問題・整備保証問題の解決にむけて
（2）共済保険制度加入の必要性……2
（3）業界にさきがけた共済制度……3

2．保証制度の特徴……4
（1）利益の還元・小さな負担で大きな保障・成長する共済保証制度

3．静岡県指定整備保障共済事業の概要……5
（1）「静岡県指定整備保障制度」に加入しましょう。対象自動車・対象となる整備種目・補償期間
（2）保証書の発行とその有効期間……6～7
（3）補償対象とする事故……8
（4）自動車検査証の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表……9

4．「静岡県指定整備保証制度」のご案内……10
（1）「補償給付」並びに「整備保証共済会給付」の対象とならない事故……11
（2）補償の給付額（整備賠償保険給付＋共済会給付）……12
（3）その他の事項……13
（4）保証書発行時の記入要領……14
（5）保証書記入例……15
（6）保証書裏面……16

5．事故処理……17
事故の通知・保証の確認・保険金請求書類の提出……18

6．保証書の記載要領……19

7．整備保証請求手続きのご案内……20～26
指定用紙様式―１（記入例及び報告用紙）整備事故損害報告書兼保険金請求書
指定用紙様式―１の追加様式（記入例及び報告用紙）整備事故損害報告追加項目報告
提出用紙様式　　指定用紙様式―２　事故再発防止社内対策報告書

8．「指定整備保証」事故処理要領（損害サービス用）……27～33
事故提出書類チェックシート・保険会社査定報告書・事故認定内訳書・保険金支払承認書
事故損傷部写真の撮り方

あとがき

はじめに

静岡県自動車整備指定工場会
静岡県指定整備保障共済会

会長　中村　泰之

第7次改訂版発行にあたって

会員皆様の格別なご理解とご協力により、当会の共済事業が順調に発展していますことに、心より御礼申し上げます。

平成25年3月に第6次改訂版を発行してから、7年を経過し、運用において若干の違い及び補償額の変更が成されたため、プロジェクト委員会を立ち上げ、問題点を洗い出し、提携損保3社の担当者と協議の上、内容の一部改正を行いました。

1．賠償額の変更
2．事故申請者（被保険者）の保険金承認、署名・捺印の追加
3．説明文言の追加・変更
4．書類提出後の早期保険金支払
5．その他



詳細な内容につきましては、発行後勉強会等で周知徹底いたします。

保証書の発行は、車検については全数発行（自社車両は除く）が原則です。また、臨時整備、初めてのお客様の定期点検、発行後有効期限の切れた定期点検等にも保証書をお切りいただく事をお勧めします。１００円で、あなたの会社のリスクを大きく支える事ができます。

関係各位の多大なご指導ご協力、プロジェクトの皆様のご意見、お知恵をお借りして第６次改訂版を発行できますことを心から深く感謝申し上げまして、はじめの言葉とします。

1．「指定整備保証」誕生のプロセス

1．＜保証書発行の背景＞

保証書はなぜ発行しなければならないのでしょうか？自分の仕事に責任を持ち、お客様への安心の証として整備した箇所についての保証は当然のことです。このことは、昭和56年11月2日に、我々整備業者に対して出された運輸大臣の通達（自整第２０８号）で明確にされました。

この通達の出された背景には昭和56年2月に提出された、運輸技術審議会の答申があり、その中で「近年急速に高まっている自動車の検査、整備をめぐる問題、批判に対し急速に講ずべき改善策」が問題提起されています。その答申が引き金となってこの通達が出され、保証書発行が問題となったのです。



＜自整第208号＞

この通達の骨子は　**1．整備料金の適正化、明確化**
2．整備内容の適正化、明確化
3．整備事業、従業者の資質、技術の向上
4．整備保証
5．経営の近代化
の５項目ですが、その内容を検討するとかなり厳しいものとなっています。

＜整備保証問題＞

整備保証の問題につきましては、通達が発せられる以前から、当然、我々整備業者は自分の行った整備に対し、責任を負っていました。

しかし、それまでのような口頭でのやりとりでは、もはや許されません。
自動車の大衆化がすすみ、いろいろな階層にまで車は普及しました。女性や、車に対する知識の乏しい人にも納得できるものでなければならなくなったのです。

＜整備保証問題の解決に向けて＞

それでは我々自整業者は整備保証のためにどのような努力が必要となるでしょうか。

① ユーザーに対してＡの工場は保証したが、同じような修理に対し、Ｂの工場では保証しなかったのでは、ユーザーは混乱し、業界への不信感を増大するだけです。保証の対象となる自動車、対象となる作業、箇所、保証期間などについて、整備業者自身がよく勉強しその基準を正しく定め、統一的な概念を普及、定着させる必要があります。

② ユーザーの立場からすると保証はできるだけ広範囲のものが望まれますが、単に「保証します」と言えばユーザーはあれもこれもと、過度な要求をすることも考えられます。
従って、保証の範囲についてのとりきめも、重要な事項となります。
つまり自動車を使用している間に当然に起こる**経年変化**や**消耗が原因で起こる不具合**と、**整備瑕疵による不具合**をはっきりと区分できなければ**適正な保証**はあり得ません。

この**法的なよりどころは、車両法第４７条の２第３項（注１）及び第４８条（注２）**に定められた基準であり、我々整備業者は、少なくとも整備記録の項目につき経験に裏付けられた予見的整備を含め、注意深く忠実に実施するよう体制化する必要があります。さもなければ、過度な保証要求に対し、健全な経営をまもることが不可能となってしまうからです。

③ さらに客観性の乏しい個人の感覚にもとづく不具合、レース、ラリー、過積載等、使用限度など使用者責任の範囲での不具合、ユーザーが持ち込んだ部品や油脂類などによる不具合（中古部品も含む）等は除外する旨を明示することが必要です。又我々にとってはこれらを判断し見抜く、専門的で高度な技術や見識を養わなければ健全な経営はできません。
これらの基本的事項を、わかりやすく表現し、自動車を使用しているどんな人にも明確に判断できる保証書として具体化し、車検や点検整備終了後、車を引き渡す際にお客様に交付するようにします。

（注１）（日常点検整備）

車両法第４７条の２　第３項　自動車の使用者は、第２項の規定による点検の結果、当該自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために当該自動車について必要な整備をしなければならない。

（注２）（定期点検整備）

車両法第４８条：自動車（小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第一項及び第５４条４項において同じ）の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

（1）自動車運送事業の用に供する自動車及び国土交通省令で定める自家用自動車　　３月

（2）前号及び次号に掲げる自動車以外の自動車　　６月

（3）自家用乗用自動車（人の運送の用に供する自家用自動車（第１号の国土交通省令で定める自家用自動車を除く）のうち、国土交通省令で定めるもの以外のものをいう。第６１条第２項第２号において同じ）及び国土交通省令で定める自動車　　１年

2. ＜共済保険制度加入の必要性＞

このように発行を義務づけられた保証制度ですが、保証書を完全発行し、整備保証を明確にすることは、ユーザーに対し工場の責任を明らかにすることであり、これによってユーザーの安心と信頼が一段と高まり、当該工場の発展につながって行く積極的な制度となるのです。

ユーザーにとっても、我々整備業者にとっても責任の所在が明確になりスッキリした信頼関係を深める最良の制度ですが、このリスクを一企業が負担するにはかなりの危険が伴うのも事実です。つまり大きな人身事故等が発生した場合、一企業では支払えない場合や又支払ったとしてもその為に事業の継続が困難になってしまうケースも考えられます。

従って、小さな負担で大きな保証をえるためには共済保険へ加入することが最善の方法であると思います。

3. ＜業界にさきがけた共済制度＞

日整連では『共済保険』によってこのリスクをカバーする制度を検討していましたが、その認可に時間がかかり、運輸省はその制度の完成を待つことができず、ついに『昭和６０年１０月１日より、保険の裏付の問題解決は後にしても早急にユーザーに対する保証書発行を先行実施せよ』と再度厳しく依命を下しました。

その為、静岡県自動車整備振興会では「自動車整備保証制度の実施について」とのタイトルで静整振情報№172で「ユーザー保護」に力点が置かれていることを示した上で自動車保証基準や実施要領及び保証書の雛型にいたるまで一切の全容を詳しく説明しました。

従って現在ではどの事業者も、保証基準を満たした何らかの保証書発行をしなければならなくなっております。

その結果、保証対象と範囲、保証期間等を明記した保証開始通知書を静岡県自動車整備振興会長あてに提出することが義務づけられています。

静岡県自動車整備指定工場会では、このような時代の流れを認識し、業界のオピニオン・リーダーとしての立場から、昭和56年より優秀なプロジェクトを編成し検討を重ねて参りました。

他業種の生産物賠償責任保険を整備業界にて取り組むと、どうなるかということを検討し、ついに当時日整連が完成し得なかった『保険』と『保証』を連結した保障共済会の制度を見事に完成させたのです。

そして静岡県自動車整備指定工場会は会員の総意をもって、運輸大臣が再度依命し、日整連が保証書基準を示す１年１０ヶ月も以前であった昭和５９年１月１日より静整振情報№172で示された条件を網羅し、制度として静岡県指定整備保障共済会の名のもとに発足させました。



2．保証制度の特徴

1．＜利益の還元＞

この保証制度の特徴の第一は、会員相互の自主運営にあります。その為保証制度の理解が深まり、業績が上がれば会員の元へその利益が還元されます。

＜小さな負担で大きな保障＞



第二の特徴は小さな負担で大きな保障を得られることにあります。

１件１００円の保証書代金を納付する事により、通常保険料の約４倍の保障を得られる有利な保険が裏付けられています。もし、単独でユーザーにお渡しする保証書を印刷すれば、２部複写の保証書だけで１件１００円位かかってしまいます。

小さな負担で大きな保障を得る――――これがこの制度の第二の特徴です。

平成２３年７月１日より完納車損害、対物賠償額を１０００万円から倍額の２０００万円に増額致しました。

＜成長する共済保証制度＞

発足当時は車検整備だけが対象であった保証制度も、昭和６１年７月より点検整備も対象となり、保証期間の走行キロ数も１０，０００ｋｍから２０，０００ｋｍと一気に拡大しました。また、平成７年７月より保証書の有効期間を２年間とし整備補償給付の免責金額の見直しも行い、保険料据え置きで適用条件を拡げている全国的にも類を見ない有利な共済制度に成長しています。

現在では、年間保証書（1冊５０件）を発行している事業場は３５０社をこえるまでになっています。

＜保証書を完全発行しましょう＞

このように補償内容も充実してまいりました。現在、９３０社を超える指定工場のなかで、この共済制度を認識されず、いまだに保証書を発行していない事業場があります。

平成２３年度静岡県内の車検継続検査台数は1,174,660台の内、指定扱いの普通車台数は556,970台、全体769,770台の72.4%、軽自動車では243,880台、全体404,890台の66.0%となり指定扱い車検台数は800,850台に達しました。車検の都度発行される一枚、一枚の保証書が思わぬ事故のリスクを軽減します。

大きな事故があってからでは取り返しがつきません。保証書を完全発行いたしましょう。



3．静岡県指定整備保障共済事業の概要

1．「静岡県指定整備保障制度」に加入しましょう。

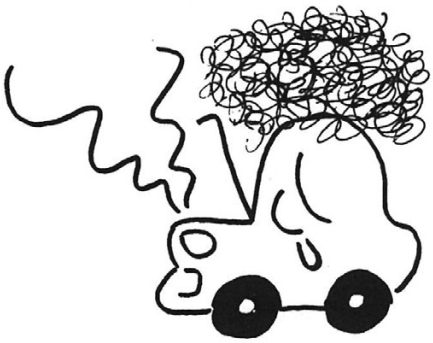
1）この制度は静岡県自動車整備指定工場会が運営する「静岡県指定整備保障共済会」の保険契約者である団体の構成員で有る事が条件になります。
静岡県自動車整備指定工場会　会員なら補償内容をご理解いただき「静岡県指定整備保障共済会」に加入依頼書を提出頂ければどなたでも加入できます。
（共済会加入依頼の手続きは静岡県自動車整備指定工場会事務局までご連絡ください。）
※ご提供された加入依頼書に関する個人情報は提携損害保険会社個人情報量規定により保険金支払い等の判断をするうえでの参考とする範囲内に限ります。

●対象自動車

当会会員が受託した整備車両。
1）大型車とは、貨物の場合は、最大積載量5トン以上車両総重量8トン以上、乗用の場合は2ナンバー
2）1）以外の小型車等で軽自動車を含む
※9ページ資料「自動車検査証の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表」によるものとする。

●対象となる整備種目

1）車検整備
※12ヶ月毎又は2年毎に行う定期点検整備であって指定整備扱いを行ったもの（中古車新規を含む）を言い、以下「車検」と略称する。
2）定期点検整備
※本マニュアルでは定期点検とは、3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月、1年毎の法定点検の他、平成7年6月30日以前の乗用車6ヶ月法定点検に替わる安全点検も含むものとする。
3）臨時整備（クイック整備）※別途保証書の発行が必要です。
4）限定自動車検査証に基づく整備



●補償期間・・※事故発生の際、支払い対象となる期間を指します。

1）大型車
車検と定期点検については、（7ページ　例1　参照）
車検又は点検終了した日から3ヶ月が経過した時の属する月の月末
2）小型車　（軽自動車を含む）
車検と定期点検については、（7ページ　例3参照）
車検又は点検終了した日から6ヶ月が経過した時の属する月の月末

※1）、2）の共通事項（7ページ　例2、例4参照）
①臨時整備については、実施日より大型車3ヶ月、小型車6ヶ月までとする。
②対象となる整備種目いずれの場合でも、目視点検の項目（整備記録簿上のVチェック）だけは、点検終了後1ヶ月の補償期間とする。
③車検整備時確認していた1ヶ月以内の追加整備作業においては補償の対象とする。

※保証書には使用期間及び累計走行キロ数の限度が明記されていますが、これはユーザーとの無用なトラブルを避ける為のものであり、保証書を発行した場合には補償対象となります。但し、13ページ　その他の事項に十分ご注意の上、慎重に発行してください。

※大型車とは、貨物は、積載量5トン以上、車両総重量8トン以上。乗用は、2ナンバーとする。

2．保証書の発行とその有効期間

1）保証書の発行にあたって

保証書を発行するには『静岡県指定整備保障制度』加入依頼書の提出をお願いします。

加入依頼書は静岡県自動車整備指定工場会事務局にご連絡下さい。事務局よりお送りいたします。

（連絡先　事務局、電話０５４－２６４－６６００）

加入依頼書の提出が確認できますと振興会に連絡いたしますので振興会窓口より保証書を購入して下さい。

2）購入保証書の有効期限

保証書の発行期限は購入日より**３年**とする。

購入日より３年を経過した保証書は無効となる。

※発行保証書の有効期間・・・新たに保証書を発行することなく、当該保証書をそのまま使用出来る期間であり、補償期間と必ずしも一致しませんのでご注意下さい。

3）車検時発行の保証書

大型車・小型車とも車検時発行の保証書は安全点検、法定点検を中断する事無く連続して実施すれば点検整備項目についても次回の車検前まで補償が継続して受けられます。（３年車検の新車の場合はメーカー保証がつきますので、保証書の有効期限は１年点検時発行から２年間とします）

4）定期点検時発行の保証書

定期点検時に発行した車輌が次回以降の安全点検及び法定点検を中断することなく連続して実施すれば次回の車検前まで補償が受けられます。

5）臨時整備時発行の保証書

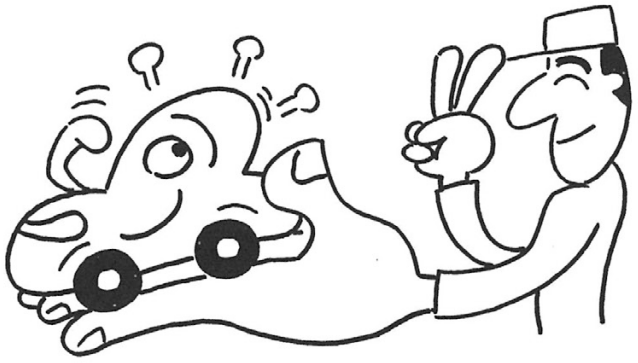
臨時整備箇所に保証書を発行した車両が、次回以降の安全点検及び法定点検を中断することなく連続して実施すれば、その保証書は次回の車検前まで補償が受けられます。

6）整備点検記号

Ｖ：目視点検良好　**Ａ**：調整　**Ｌ**：給油　**Ｔ**：締付　**△**：修理　**×**：交換　**○**：分解

●Ｖ：箇所は保証書発行より**１ヶ月**有効

●Ａ・Ｌ・Ｔ・△・×・○は保証書発行より（大型）**3ヶ月**、定期点検まで、（軽・小型）**6ヶ月**、次回安全点検または法定点検まで有効



7）発行保証書の有効期限

（例１）**大型車　車検・法定点検の場合**

点　検	車検	3ヶ月	3ヶ月	3ヶ月	次回車検
項　目	1ヶ月	1ヶ月	1ヶ月	1ヶ月	
V					
A・L・T・△・×・○	3ヶ月 経過した時の属する月の月末				
	次回の法定点検より連続して点検を実施すると保証書は有効となります。				

（例２）　**大型車**　　臨時整備を実施した場合　（別途保証書を発行）

（臨時整備の補償は実施日より３ヶ月）

	車検	3ヶ月	3ヶ月	3ヶ月	次回車検
	3ヶ月 経過した時の属する月の月末				
	臨時整備				
			臨時整備		
	次回の定期点検より連続して点検を実施すると保証書は有効となります。				

（例３）**小型車（軽自動車を含む）車検・法定点検の場合**

点　検	車検	安全点検	法定点検	安全点検	次回車検
項　目	1ヶ月		1ヶ月		
V					
A・L・T・△・×・○	6ヶ月 経過した時の属する月の月末		6ヶ月		
	次回の定期点検より連続して点検を実施すると保証書は有効となります。				

（例４）**小型車（軽自動車を含む）**　臨時整備を実施した場合　（別途保証書を発行）

（臨時整備の補償は実施日より６ヶ月）

	車検	安全点検	法定点検	安全点検	次回車検
	6ヶ月 経過した時の属する月の月末				
			臨時整備		
	臨時整備				
	次回の定期点検より連続して点検を実施すると保証書は有効となります。				

3．補償対象とする事故

「指定整備保障共済事業」(以下共済事業という)の概要

(注) SECURITY……補(賠)償による事業者リスクを集団でカバーする。
『自動車整備賠償責任保険』と『自動車管理者賠償責任保険』への団体加入を本会が行います。

●『自動車整備賠償責任保険』

1．対人・対物賠償

会員は万一前項の『整備保証』の条件に該当する整備瑕疵に起因したユーザーまたはユーザー以外の第三者に発生した対人、対物事故で法律上の賠償責任を負った場合。

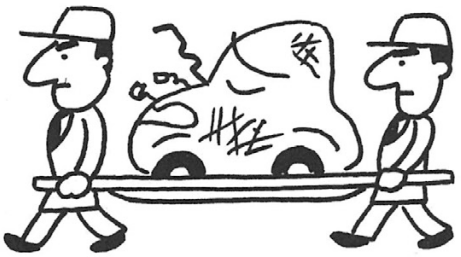
2．完納車賠償事故

整備受託車に施工した整備・点検作業の結果に起因して、完納車自体に損害が発生し、法律上の賠償責任を負った場合に補償します。

※弁護士依頼について、損保幹事会社が必要と認め、査定委員会及び理事会が同意したものに限る。

●『自動車管理者賠償責任保険』

整備受託車を保管、使用管理している間に、接触、盗難、衝突、車輌火災等で損壊・滅失した事故で法律上の賠償責任を負った場合、本会は当該会員に対し、補償給付限度額の範囲内（一事故５万円を限度)で事故に対する補償給付を実施する。
但し、前年度保証書購入冊数により給付利用制限をつける。



●補償共済給付事業（以下補償給付という）の実施

共済掛金の一部を充当して、会員を被保険者とする。

●『完納車損害整備瑕疵部分』

整備瑕疵を引き起こした箇所そのもの（部品）に対する再整備費用は１２ページ ２）を限度に別途共済会から給付する。

対象とする事故

●対人・対物賠償

保証書発行の整備受託車の部位に対して行った指定整備作業（点検・整備）にて整備保証の条件に該当する瑕疵に起因して整備完納車１台毎の整備保証期間内に、
ａ）ユーザーまたはユーザー以外の第三者が死傷したとき（対人賠償）
ｂ）ユーザーまたはユーザー以外の第三者の財物を破損したとき（対物賠償、完納車損害も含む）等で法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

完納車賠償事故

整備受託車に施行した整備・点検作業の結果に起因して完納車自体の整備瑕疵部分以外へ拡大した故障及び損壊の損害が発生し、法律上の賠償責任を負った場合に補償します。ただし、この場合の給付額は事故発生時の当該車両の時価額を限度とする。

（別添9）

自動車車検証の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表

平成19年4月

対象車種			点検区分等	定期点検の間隔					検査証の有効期間		備考（主な車種等）
				3月（別表3）	3月（別表4）	6月（別表5）	1年（別表6）	1年（別表7）	初回	2回目以降	
運送事業用	旅客	普通・小型		○					1年	←	バス、タクシー、ハイヤー
		軽		○					2年	←	福祉タクシー
	貨物	GVW8t以上		○					1年	←	貨物運送事業者のトラック（三輪）
		GVW8t以上トレーラ			○				1年	←	
		GVW8t未満		○					2年	1年	
		GVW8t未満トレーラ			○				2年	1年	
		軽					●		2年	←	
		二輪						●	3年	2年	
	霊柩	通常タイプ		○					2年	←	霊柩車
		定員11名以上		○					1年	←	霊柩車バス形状
レンタカー	貨物	GVW8t以上		○					1年	←	トラック（三輪を含む）
		GVW8t以上トレーラ			○				1年	←	
		GVW8t未満		○					2年	1年	
		GVW8t未満トレーラ			○				2年	1年	
		軽				○			2年	←	
	定員11名以上			○					1年	←	マイクロバス
	幼児専用車			○					1年	←	園児送迎車
	乗用	普通・小型				○			2年	1年	マイカー型
		軽				○			2年	←	
		三輪		○					2年	1年	
	二輪	小型				○			2年	1年	250ccを超えるバイク（三輪バイクを含む）
		検査対象外軽自動車				○			無	←	125cc以上250cc以下のバイク（三輪バイクを含む）
	特種	普通・小型		○					2年	1年	キャンピング車
		貨物	GVW8t以上	○					1年	←	タンク車、冷蔵冷凍車
			GVW8t以上トレーラ		○				1年	←	
			GVW8t未満	○					2年	1年	
			GVW8t未満トレーラ		○				2年	1年	
		軽				○			2年	←	
	大特	GVW8t以上		○					2年	1年	ホイール・クレーン
		GVW8t未満		○					2年	1年	フォーク・リフト
		貨物	GVW8t以上	○					1年	←	ストラドル・キャリヤ、ポール・トレーラ
			GVW8t以上トレーラ		○				1年	←	
			GVW8t未満	○					2年	1年	
			GVW8t未満トレーラ		○				2年	1年	
	検査対象外軽自動車			○					無	←	そり付き、カタピラ付軽自動車
自家用自動車	貨物	GVW8t以上		○					1年	←	
		GVW8t以上トレーラ			○				1年	←	
		GVW8t未満				○			2年	1年	
		GVW8t未満トレーラ				○			2年	1年	
		軽					●		2年	←	
	定員11名以上			○					1年	←	マイクロバス
	幼児専用車					○			1年	←	園児送迎車(大人換算10名以下)
	乗用	普通・小型					●		3年	2年	一般の乗用車（マイカー）
		軽					●		3年	2年	
		三輪				○			2年	←	
	二輪	小型						●	3年	2年	250ccを超えるバイク（三輪バイクを含む）
		検査対象外軽自動車						●	無	←	125cc以上250cc以下のバイク（三輪バイクを含む）
	特種	普通・小型		○8t以上		○8t未満			2年	←	キャンピング車、教習車（乗用）、消防車
		貨物	GVW8t以上	○					1年	←	タンク車、散水車、現金輸送車、
			GVW8t以上トレーラ		○				1年	←	ボート・トレーラ、コンクリートミキサー車、
			GVW8t未満			○			2年	1年	冷蔵冷凍車、活魚運搬車、給水車
			GVW8t未満トレーラ			○			2年	1年	
		軽					●		2年	←	
	大特	GVW8t以上		○					2年	←	ホイール・クレーン
		GVW8t未満				○			2年	←	フォーク・リフト
		貨物	GVW8t以上	○					1年	←	ストラドル・キャリヤ、ポール・トレーラ
			GVW8t以上トレーラ		○				1年	←	
			GVW8t未満			○			2年	1年	
			GVW8t未満トレーラ			○			2年	1年	
	検査対象外軽自動車					○			無	←	そり付き、カタピラ付軽自動車

（注） 1．点検整備記録簿の保存期間は ●印：2年 ○印：1年
2．GVW：車両総重量

4．静岡県指定整備保障制度のご案内

安定した工場経営のために、お客様との信頼関係強化のために目に見える安心「**保証書**」を発行しましょう!!

対象自動車：静岡県指定整備保障共済会会員が受託し整備・点検を実施した車輌
対象整備種目：①車検整備 ②定期点検整備 ③臨時整備 ④限定検査証に基づく整備
補償期間：大型車　次のいずれか早い時とします。
①整備を完了した日から３ヶ月が経過した時の属する月の月末
②整備を完了してからの走行距離が20,000kmに達した時）
：小型車・軽自動車　次のいずれか早い時とします。
①整備を完了した日から６ヶ月が経過した時の属する月の月末
②整備を完了してからの走行距離が20,000kmに達した時）
●臨時整備については、実施日より大型車３ヶ月、小型車６ヶ月までとする。

整備補償（PL賠償）給付

1．対人・対物賠償

整備受託車に施行した整備・点検作業の結果に起因して納車後に第三者（ユーザー含む）の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に補償します。

対人賠償	1事故並びに1会員限度額　20,000万円　1名当り　8,000万円	（免責　なし）
対物賠償	1事故並びに1会員限度額　2,000万円（完納車賠償と合せて）	（免責　軽3万・軽以外5万円）

2．完納車賠償事故

整備受託車に施行した整備・点検作業の結果に起因して、完納車自体に損害が発生し、法律上の賠償責任を負った場合に補償します。

完納車損害	1事故並びに1会員限度額　2,000万円（対物賠償と合せて） （免責「指定整備保証」マニュアル12頁③を参照）	

3．完納車損害（瑕疵箇所部分）《共済支払》

賠償事故の整備瑕疵部分（部品自体）そのものを補償します。

小型(軽)車	1事故並びに1会員限度額　15万円	（免責　3万円）
大型車	1事故並びに1会員限度額　30万円	（免責　6万円）

自動車管理者賠償責任保険

整備・点検など業務の為、顧客より一時的に受託した車を保管、使用、管理している間に接触、衝突、盗難、火災等により滅失、損壊した場合の補償。

1事故につき　5万円を限度とする

＜給付利用制限＞

前年度保証書発行冊数	30冊以上	3回まで給付利用可
前年度保証書発行冊数	20冊以上30冊未満	2回まで給付利用可
前年度保証書発行冊数	10冊以上20冊未満	1回まで給付利用可
前年度保証書発行冊数	10冊未満	利用不可

共済掛け金1台(1枚)につき100円　※保証書は50枚綴りです。自動車整備振興会にてご購入ください。

（**注**）完納車とは、指定整備完了後、整備車がユーザーに引き渡された時からをいう。
（整備車が、会員の占有を離れた(納車)以降である）

1．『補償給付』並びに『整備保証共済会給付』の対象とならない事故

1）保証書発行該当車両以外の自動車による事故並びに再整備。

2）故意又は重大な過失により法令に違反して行った整備の結果に起因する事故並びに再整備。

3）整備業務の管理並びに実施に際し、甚だしい怠慢のため発生し且つ指定整備工場としての信頼性を著しく損なった事故に類するもの。

4）指定整備保証に定める保証条件に該当しない事由に起因する事故並びに再整備。

5）指定整備記録簿、請求書等で整備内容を確認できない整備の瑕疵による事故並びに再整備。

6）指定整備記録簿、定期点検整備記録簿等の記載が実施した点検並びに整備の実態と著しく相違する場合、及びそれに類するもの。

7）正当な理由なく、本会（又は指定する保険会社）へ事前の届出、承認を受けずに事故車を修理した場合。

8）当会会員工場が必要と認めた整備部位（整備方法を含む）がユーザーの都合により実施されなかった為に発生した事故等。

9）ニューサービス等でユーザーに告知したR（情報提供）N（先送り）は、給付の対象にならない。

10）登録ナンバーの無い特殊車輌（建設用車輌、フォークリフト）など。

＜自動車管理者賠償補償の場合＞



1）通常業務の過程以外で使用管理している間の事故。

2）下請けなど他の業者が保管又は使用管理している間の事故。

3）顧客に納車後に発見された損害。

4）会員工場が施工した作業の失敗や加工の拙劣を原因とする事故。

（注）整備保証に定める保証条件に該当しない事項

①車両（固有）構造並びにその改造に起因すると認められたもの。

②当会会員工場以外で点検、整備、改造が加えられたと認められたもの。

③保守並びに管理の不備及び第三者の加害行為により発生したもの。

④地震、台風、水害などの天災及び事故、火災によるもの。

⑤自動車メーカーの説明書に示す取扱い方法と異なる使用及び仕様の限度を超える使用によるもの。

⑥レース、ラリー等による酷使等、一般的な使用状態とは考えられない使用状況により発生したもの。

⑦ユーザーの指定した部品の使用によるもの。

⑧一般的に機能上影響のない感覚的現象（音、振動、オイルのにじみ等）使用損耗（消耗品の性能劣化並びにベアリング等の使用磨耗）あるいは経時変化によるもの。

⑨消耗劣化部品及び油脂類等。

⑩自動車を使用できなかったことによる損害等（電話代、レンタカー代、休業補償、商業損失等）
※第三者賠償におけるレンタカー代は支払い可能

⑪自社所有のレッカー・キャリヤカー代金の請求は認めない。

⑫日整連発行の国産及び輸入自動車サービスデーターに記載されている部品の交換時期を経過したもの。

2．補償の給付額（整備補償保険給付＋共済会給付）



1）整備補償給付（整備補償保険給付）

①対人賠償　１名当り限度額　８，０００万円

１事故並びに１会員当り限度額　２億円

免責金額　なし

②対物賠償　１事故当り限度額　２，０００万円

１会員累計限度額　２，０００万円　（完納車損害と合せて）

免責金額　● 第三者賠償　軽自動車　３万円

軽自動車以外　５万円

③完納車損害は以下のとおり

１事故並びに１会員当り限度額　２，０００万円　（対物賠償と合せて）

車　種	免　責
軽自動車	3万円または損害額×0.2の多い方
小型車	3万円または損害額×0.2の多い方
大型車	6万円または損害額×0.2の多い方

※令和2年7月1日より適用

※免責は対物又は完納車のどちらか1回適用する。

④自動車管理者賠償給付

支払限度額　１事故５万円

※但し給付利用制限を下記の通り定めるものとする。

前年度の保証書発行冊数が30冊以上……3回まで給付利用可
前年度の保証書発行冊数が20冊以上30冊未満……2回まで給付利用可
前年度の保証書発行冊数が10冊以上20冊未満……1回まで給付利用可
前年度の保証書発行冊数が10冊未満……利用不可

2）共済会給付

（整備賠償保険約款の整備瑕疵の箇所そのもの（部品）に対する免責事由）

車　種	１事故の限度額	１会員支払い累計限度額	免責額
小型車 軽自動車を含む	15万円	15万円	3万円
大型車	30万円	30万円	6万円

（注）給付額は査定額より免責額を減額したものとする。

3）共済掛金

①小さな負担で大きな補償共済を実現させるべく掛金額（年額）は、受託指定整備車１台に付き１００円を標準額とし、別に定める企業別年間総実施台数を基準とした逓減額制とする。

②掛金の徴収は『保証書』（１冊＝５０枚綴）の授受時に会員より徴収する。

（注）掛金の企業別逓減制について

一般的に補償給付（保険金等）を対象とする掛金率は、その掛金額（保険料額）の増加に従って逓減されているので当制度では下記の逓減率としました。

前年度保証書発行数（1～12月）台数	10, 000 以下	10, 001～ 15, 000	15, 001～ 20, 000	20, 001 以上
逓　減　率	1. 00	0. 90	0. 80	0. 70
掛　金　額	100円／台	90円／台	80円／台	70円／台

③掛け金の変更は９月１日より実施する。

3．その他の事項

1）中古車の取扱い事項

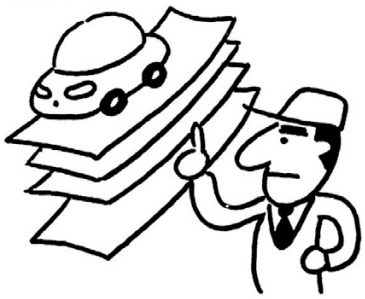
保証期間中に使用者が変更した場合、原則的には保証は無効になるが、中古車の場合は以下の取扱いとなる。

①旧使用者にて整備完了後販売したとき、旧使用者（整備依頼者）名を検査員が新使用者名に訂正（捺印要）すれば有効となる。

②販売用中古車を自社で整備したとき、上記①と同じ扱い

2）遠隔（県外）地で事故が発生した場合も県内発生に準じて取り扱われる。

3）整備瑕疵により点検整備部位以外へ拡大した故障及び損壊した部位の整備費の整備賠償責任保険の範囲については、査定委員会と損害保険会社で統一的基準（解釈）を定める。



4）指定整備車に関する事項

①協業組合の組合員所有（及び使用を含む）車は除外する。

②自社所有（及び使用を含む）車は除外する。

（注）自社所有車をユーザーに貸し出している場合も除外する。

③自社所有レンタカーは除外する。

5）保証書発行の注意点

保証書裏面の使用年数又は使用累計走行キロ数の限度を超える車両は損耗が激しい場合が多く事故と整備瑕疵との因果関係の立証が困難となる場合が多い。保証書裏面の第３項には、使用年数又は使用累計走行キロ数の限度が記載されていますが、これはユーザーとの思わぬトラブルを避ける意味からであり、万一当該車両の整備瑕疵によって、ユーザー及び第三者に対する対人，対物，完納車損害が発生した場合には１２頁補償の給付額に基づいて補償が受けられます。そのため、当該車両の損耗度合いを十分に見極めた上で保証書発行の判断をするようお願い致します。

6）自動車管理者賠償の補償について

自動車管理者賠償では前年度１０冊以上発行された事業場が対象となります。
１２頁を確認の上請求をお願いします。保険金請求には保証書が必要となりますので出庫時には必ず保証書を発行いたしましょう。

4．保証書発行時の記入要領

1）保証書発行に当たって

保証書は車検・点検・臨時整備を問わず保証書番号、日付順に発行してください。

2）記入事項

①お客様の氏名

②登録番号

③実施項目、車検・定期点検完了年月日、整備完了時走行キロ、

④点検ステッカーの発行番号の下４桁（点検時発行の場合）２輪車のステッカー番号は記載不要

⑤指定工場番号

⑥適合証発行番号（車検時発行の場合）

⑦事業場名

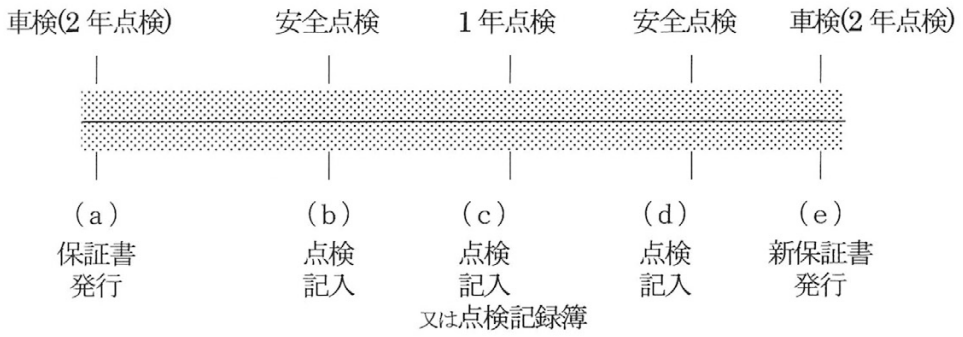
⑧限定自動車検査証に基づき不具合部分のみ整備し、保証書を発行した場合は保証書裏面に、
限定保証 と朱書する。（当該整備部分のみの保証となる）

3）保証書記載具体例

＜設定事項＞	＜例＞
①お客様の氏名	静岡　太郎
②車検を行った車（登録番号）	静岡300さ3456
③事業場（会員）名	安心自動車整備工場（株）
④指定工場番号	2345
⑤適合証発行番号	31
⑥発行者印	



（例）**車検後、定期点検（安全点検を含む）を継続実施した場合**



5．保証書記入例

指定整備(車検)・法定点検・臨時整備　整備保証書　H No. 000000

このたびは、当会々員工場にて指定車検並びに法定点検整備を実施していただきありがとうございました。
整備には万全を期しておりますが、万一当会々員工場の責任による不具合が発生した場合当会々員は、裏面の条件に従い整備保証を致します。

お名前	静岡　太郎　様	登録番号	静岡(○)・浜松・沼津・伊豆・富士山（300）さ 3456

実施項目	車検・法定点検・臨時整備 完了年月日	整備完了時走行キロ	法定点検ステッカー発行番号下4桁の数字	発行者印
車検(○) 3ヶ月 6ヶ月 12ヶ月 臨時	令和 2年 7月20日	12,345 km	1213	印
3ヶ月 6ヶ月(○) 12ヶ月 臨時	令和 3年 1月20日	16,850 km	2132	印
3ヶ月 6ヶ月 12ヶ月 臨時	令和 年 月 日	km		
3ヶ月 6ヶ月 12ヶ月 臨時	令和 年 月 日	km		

安全点検実施日

車検整備完了日(適合証発行日)

指定番号	適合証発行番号
2345	31

※発行印がないものは無効と致します

静岡県指定整備保障共済会
会員名 静岡市駿河区国吉田1123
安心自動車整備工場(株)

指定番号を記入する　　適合証連番　　ゴム印

指定整備(車検)・法定点検・臨時整備　整備保証書　H No. 000000

このたびは、当会々員工場にて指定車検並びに法定点検整備を実施していただきありがとうございました。
整備には万全を期しておりますが、万一当会々員工場の責任による不具合が発生した場合当会々員は、裏面の条件に従い整備保証を致します。

お名前	静岡　太郎　様	登録番号	静岡(○)・浜松・沼津・伊豆・富士山（300）さ 3456

実施項目	車検・法定点検・臨時整備 完了年月日	整備完了時走行キロ	法定点検ステッカー発行番号下4桁の数字	発行者印
車検 3ヶ月 6ヶ月 12ヶ月 臨時(○)	令和 2年12月10日	17,560 km		印
3ヶ月 6ヶ月 12ヶ月 臨時	令和 年 月 日	km		
3ヶ月 6ヶ月 12ヶ月 臨時	令和 年 月 日	km		
3ヶ月 6ヶ月 12ヶ月 臨時	令和 年 月 日	km		

指定番号	適合証発行番号
2345	31

※発行印がないものは無効と致します

静岡県指定整備保障共済会
会員名 静岡市駿河区国吉田1123
安心自動車整備工場(株)

指定整備保証書裏面

[1] 指定整備（車検）・定期点検・臨時点検・整備保証

1. 保証の内容と整備

当会会員工場が指定車検・定期点検整備・臨時整備を実施した部位に不具合が発生し、当会会員がこれを認めた場合、その部位について保証修理（無料整備）をさせていただきます。

2. 保証の期間

指定車検整備完了日（適合証発行日）から起算して以下の期間とします。但しこの期間内にても走行キロが20,000kmを超した場合、保証を終了します。

(1) 小型車（自家用＝普通乗用、小型乗用、小型貨物、軽四輪車、自動二輪車）は6ヶ月まで

(2) 事業用自動車、自家用普通貨物車及びバス（レンタカーを含む）は3ヶ月まで

(3) 但し臨時整備の場合のみ、次回定期点検（車検を含む）を会員工場へ入庫しなかった場合には、保証期間はその点検予定日まで

(4) 目視点検（Vチェック）項目は、いずれの場合も整備完了日から1ヶ月まで

3. 整備不良が原因で事故が発生した場合の保証限度額

(1) 対人事故	1名あたり限度額	8,000万円まで
	1事故あたり限度額	2億円まで
(2) 対物事故	1事故あたり限度額	2,000万円まで

4. 保証の受け方（県内全会員に適用されます。）

保証修理をお受けになる場合は、お車と指定整備保証書（指定整備記録簿の写しもありましたらご一緒に）当会会員工場へご提示下さい。

万一遠出の際に不具合にお気付きの時は、最寄りの当会会員工場に起こし下されば迅速な保証整備が実施されます。

5. 保証できない事項

(1) 次の示す事項に起因すると判断できる故障又は破損等の修理は、保証いたしません。

・車輌固有の構造並びにその改造に起因すると認められたもの。
・当会会員工場以外で点検、車検、改造が加えられたと認められたもの。
・重大な事故損傷歴のある自動車。
・保守並びに管理の不備及び第三者の加害行為により発生したもの。
・地震、台風、水害などの天災、事故並びに火災。
・自動車メーカーの説明書等に示す取扱い方法と異なる使用、及び仕様の限度を超える使用によるもの。
・レース、ラリー等による酷使等、一般的使用では考えられない使用状況により発生したもの。
・ユーザーの指定した部品の使用によるもの。
・当会会員工場が必要と認めた整備部位並びにその整備方法がユーザーの理由により実施されなかったことに起因するもの。

(2) 次に示す事項は保証修理をいたしません。

・一般的に機能上影響のない感覚的現象（音・振動・オイルのにじみ等）
・使用損耗（消耗品の性能劣化、並びにベアリング等の使用損耗）あるいは経時変化によるもの。

(3) 次に示すものの費用は負担（無料修理）しません。

・消耗部品及び油脂類等
・自動車を使用できなかったことによる不便さ及び損失等（電話代、レンタカー代、休業補償、商業損失等）

(4) 特殊車輌の補償範囲

・登録ナンバーの無い車輌(建設用車輌、フォークリフトなど)については補償対象外とする。

6. 保証書の発行とその効力

この保証書は、当会会員工場が指定整備後必要事項、工場名を記入し、検査員印の捺印により有効となります。

7. その他

保証期間中、使用者変更があった場合は無効となります。

8. 特記事項

特記事項	

工場名		検査員印

5．事故処理

●事故発生時、会員と保険会社との事務手続きの流れ



静岡県自動車整備指定工場会

■クレーム案件の分析をし、検査員会への資料提供、再発防止に向けての教育を行う。

静岡県指定整備保障共済会

■整備保証書の拡販、及び時代のニーズにマッチした内容を常に検討し、改善をしていく。

査　定　委　員　会

■会員の中から選出された査定委員と保険会社損害担当者で組織され、提出された事故案件を審議する。



指定整備保障共済会加入会員

⇒⇒⇒⇒ **【事故報告】** ⇒⇒⇒⇒⇒ **（送付先総会資料に記載）**

電話による事故報告と同時にＦＡＸにて下記書類を送付する。

（1）整備車事故損害報告書（兼）保険金請求書（様式－1）・・要捺印

（2）整備車事故追加項目報告書（追加様式）

（3）事故再発防止社内対策報告書

← **【事故調査】**

（1）保険会社の損害担当者が実地調査を行う。

（2）休日等で実地調査前に修理せざるを得ない場合は、会員は事故箇所の写真、交換部品等の損害を立証させる書類を保管しておく事。

（3）損害担当は調査後の有無責を検討する。

⇒⇒⇒⇒⇒⇒ **【保険金請求書類送付】** ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒

（1）保険金請求書類の一覧表を参考に書類一式を送付する。（２２～３３頁）

（2）損害担当は調査書類と提出された書類一式及び保険会社査定報告書を 査定関係者 に送付する。

査定委員会の開催

書類送付
調査結果報告

（1）県事務局が査定委員会を開催する。

（2）損害担当より調査結果及び損害額認定・過失割合・有無責等の審議を行い支払額を決定する。

← **【保険金支払・保険金支払案内】**

（1）有責の場合には、共済会の承認を経て保険金を支払うと同時に支払案内を送付する。

（2）査定委員会で決定した支払保険金額を保険金支払承認書に記載し、事故提出被保険者（会員）の署名・捺印を頂く。

（3）無責の場合には、その旨を通知する。

保険会社損害サービスセンター

●事故の通知

①静岡県指定整備保障共済会加盟会員は事故が発生した時は、速やかに保険会社（サービスセンター）へその概要を電話連絡する。

②整備車事故損害報告届出書（指定用紙様式－1と指定用紙様式－1の追加様式・事故再発防止社内対策報告書）を記入の上、保険会社へ提出。

●保証の確認

「整備保証書」及び有効期限、免責「適合証」「定期点検記録簿」「請求書」等により保証書が有効であることを確認する。

●保険金請求書類の提出

①保険金請求書（指定用紙様式－1）及び②事故状況報告書（指定用紙様式—1追加様式）

③示談書　　（自社所定用紙）

④損害見積書

⑤写　真　（事故箇所）

⑥整備保証書（事故車及び前後の保証書写し）

⑦適合証　　（事故車及び前後の適合証写し）

⑧定期点検記録簿の写し又は分解記録簿の写し。安全点検を実施したと証明できるもの。

⑨購入部品請求書又は外注請求書写し。（再整備のもの）

⑩車検証の写し。

⑪臨時整備の場合は整備保証書⑥、適合証⑦、定期点検記録簿又は分解記録簿の写し、臨時作業の日付、整備内容、請求金額、走行キロを証明する書類が必要です。

⑫事故再発防止対策報告書（指定用紙様式－2）

⑬その他保険会社が必要とする書類。

●保険金請求書の作り方

①工賃の請求　　6，４００円×日整連標準作業点数表の点数
（日整連調べ・全国平均レパレート8,000×0.8）

②外注工賃の請求　外注修理請求書の写しを保険金請求書に添付する。
（外注先に対して事故（再修理）内容を説明し①に準ずるよう理解を戴く）

③部品代の請求　（イ）新品部品　　定価額×0.90とする。
（ロ）中古部品　　仕入価格とする。
（ハ）特別部品　　レス率の少ない部品については、その都度査定委員会にて協議する。

④レッカー料金の請求

（イ）事故現場から最寄の整備工場までの搬入は認める。
「最寄り」とは、「当該車輌を修理することが、客観的に妥当と判断できる場所」を表す。

（ロ）レッカー代金の請求書の写しを保険金請求書に添付する。
尚、レッカー代金の上限は原則として大型車２０万円、小型車１０万円とする。

（ハ）自社所有のレッカー・キャリヤカー代金の請求は認めない。

※外注、社外からの請求以外は、消費税なしとする。

6．保証書の記載要領



1）記入の訂正
※検査員印で訂正捺印をして行う。

2）書損による未発行分の取扱い
※朱バツを入れ、切り取らず綴り込んでおき、年末に精算する。

3）名前の変更
※中古車販売時及び改姓時のみ可能で訂正捺印のうえ変更する。

4）県外登録者の登録地名
※忘れずに記入する。

5）実施項目
※車検・３ケ月・６ケ月・１２ケ月・臨時・の該当箇所を○で囲む。
（安全点検の場合は、６ケ月に読み替える）

6）車検定期点検整備完了日
※適合証発行年月日、又は臨時整備完了出庫年月日

7）適合証発行番号欄
※指定工場番号 —— 適合証番号を記入する。

<注> ①ディーラーの認証資格工場・・・（認証番号）——（分解記録簿番号）
②定期点検時、発行の場合は点検ステッカー番号の下四桁を記入する。

8）発行者印
※検査員の届出印

9）会員名
※発行する事業場の名称・住所・電話番号入りのゴム印、事業場角印

10）裏面の記載事項欄（保証上の参考事項）
（例）①臨時整備は保証書裏面、特記事項欄に修理箇所、修理内容を記載する。
②ユーザーの指示により定期点検項目の整備作業であっても、省略した。又は
ユーザーの持ち込み部品を使用した。中古部品をユーザーの了承のもとに使用した等。

11）事故発生後の保証書発行は無効
保証書の発行(作成)は適合証交付と同時に行わねばならない。事故発生後の発行（作成）は無効になります。

12）臨時整備を実施した後、整備瑕疵が発生した場合
①保証書・適合証・定期点検記録簿（臨時整備する前の車検や定期点検をした期日までの走行キロなどを確認する為です）の写し、及び請求書（臨時整備の内容、金額、入庫した時の走行キロを明記したもの）の写しを添付する。

② ①以外は車検や定期点検時の手続きと同じです。

13）保証書を紛失した時
ユーザーに交付後紛失した場合は保証書控えに連続して実施項目を記入する。
ステッカー管理台帳を有効に使用してください。

7．静岡県自動車整備指定工場会
保証請求手続きのご案内



1．事故のご連絡

事故が発生した場合は、速やかに損害保険幹事会社に連絡すると共に、「整備車事故損害報告書兼保険金請求書」（指定用紙様式－１）及び「整備車事故追加項目報告書」（指定用紙様式－１の追加様式）、「事故再発防止社内対策報告書」（指定用紙様式－２）を記入し提出する。
事故報告が遅れ損害車輌・事故原因が確認できない場合は，お支払いできないことがあります。

2．損害調査協力

点検整備の瑕疵と事故の因果関係及び損害額の算定に付き、損害保険幹事会社の担当者が伺いますので、ご協力下さい。

3．保険金請求書類の提出

1		整備車事故損害報告書兼保険金請求書類（指定用紙様式－1及び追加様式）
2		整備車事故追加項目報告書
3		示談書
4		損害見積書および部品納品書・請求書写し
5		写　真
6		整備保証書（事故車及び前後の保証書写し）
7		適合証　　（事故車及び前後の適合書写し）
8		定期点検記録簿又は分解記録簿の写し
9		購入部品請求書又は外注請求書写し（再整備のもの）
10		車検証の写し
11		臨時作業の日付、内容、金額、走行キロを実証する請求書
12		事故再発防止社内対策報告書　（指定用紙様式－２）
13		保険金支払承認書
14		その他保険会社が必要とする書類

4．保険金請求書の作り方

工賃の請求	６，４００円 × 日整連標準作業点数表の点数
外注工賃の請求	請求書写しを添付（自社修理に準ずるよう説明し請求を依頼する）
部品代の請求	●新品部品　　定価額 × 0.90 ●中古部品　　仕入価格 ●特別部品　　レス率の少ない部品については、その都度査定委員会にて協議決定する。
レッカー料金の請求	●事故現場から最寄の整備工場までの搬入 ●レッカー代金の請求書の写しを添付する。
対象外品目	●消耗部品および油脂類等 ●電話代、レンタカー代、代車補償・商業損失等

5．保険金支払時期

書類が完備し、調査が完了すると査定委員会にて審議し、支払の可否と支払額の認定が行われます。
支払まで少々日数がかかりますのでご了解下さい。

指定用紙様式―1

令和 2 年 7 月 20 日

書き方を参考にして下さい。

整備車事故損害報告書　兼　保険金請求書

○○○○損害保険　　御中

下記内容が事実と相違ない事を確認し、事故の報告と保険金の請求を致します。保険会社並びに共済会査定委員会の査定結果に基づき下記記載の指定口座にお振込下さい。指定口座への入金をもってこれを受領したものとします。

指定工場会 会員名	〒422-8004 住 所　静岡市駿河区国吉田 1-2-3	TEL 054 (264) 6600 FAX 054 (264) 6609
	安心自動車整備工場(株)　㊞	担当者名　○ ○ ○ ○
使用者	住所　静岡市葵区桜町 2-3-4	TEL 054 (265) 3456
	氏名　○ ○ ○ ○	
整備車輌	車名　ホンダオデッセイ	型式　ＬＡ－ＲＡ６
	登録番号　静岡 500 た 1234	年式　Ｈ１２　　色　ゴールド
整備入庫日時	令和　2 年　6 月 10 日　　9 時	整備項目　指定車検・定期点検・臨時整備 （上記いずれかに○をつけてください。）
完了引渡し日時	令和　2 年　6 月 12 日　　5 時	
事故日時	令和　2 年　7 月 15 日　13 時ころ	
事故場所	静岡市葵区呉服町 2-4	
事故発生原因 （整備瑕疵）	ファンベルトを交換した際、ベルトの張り過ぎにより ウォーターポンプベアリングが焼き付きファンベルトが破損した。	
事故状況 （損害の状態）	エンジンオーバーヒート	
再修理工場 （外注・自社）	住所	TEL　　（　　）
	工場名	
概算損害額	約 12 万円	

○を付けて下さい。
整備入庫日時は整備項目に○を付けた日時を記入して下さい。

詳しくご記入ください。

振込銀行 口座	○ ○　銀行：信金：信組	○ ○ 支店	普通：当座	番号　012345
	口座名義　安心自動車整備工場(株)			

☆本紙を参考にご記入ください。

表面の本紙に記入し、整備車事故追加項目報告書、事故再発防止社内対策報告書と３枚を保険会社にＦＡＸで事故報告をして下さい。

指定用紙様式―1

令和　　年　　月　　日

整備車事故損害報告書　兼　保険金請求書

御中

下記内容が事実と相違ない事を確認し、事故の報告と保険金の請求を致します。保険会社並びに共済会査定委員会の査定結果に基づき下記記載の指定口座にお振込下さい。指定口座への入金をもってこれを受領したものとします。

指定工場会 会員名	〒 住 所	TEL　（　　） FAX　（　　）	
	㊞	担当者名	
使用者	住 所	TEL　（　　）	
	氏名		
整備車輌	車名	型式	
	登録番号	年式　　色	
整備入庫日時	令和　年　月　日　時	整備項目　指定車検・定期点検・臨時整備 （上記いずれかに○をつけてください。）	
完了引渡し日時	令和　年　月　日　時		
事故日時	令和　年　月　日　時ころ		
事故場所			
事故発生原因 （整備瑕疵）			
事故状況 （損害の状態）			
再修理工場 （外注・自社）	住所	TEL　（　　）	
	工場名		
概算損害額			

振込銀行 口座	銀行：信金：信組	支店	普通：当座	番号
	口座名義			

☆本用紙が必要な場合は、コピーを取ってご使用下さい。

指定用紙様式―１の追加様式

令和 2 年 7 月 20 日

書き方を参考にして下さい。

整備車事故追加項目報告書

事故日	令和　元年　7月　15日	指定工場会会員名	安心自動車整備工場(株)

事故発生の状況と その原因	ファンベルトを交換した際、ベルトの張り過ぎによりウォーターポンプベアリングが焼き付きファンベルトが破損した。 エンジンがオーバーヒートを起こす。 詳しくご記入ください。
事故発生後の対応 及び損害車輌の現状	すぐに自社レッカーで自社工場に入庫。故障の原因を調べた。 シリンダーヘッド脱着交換、バルブすり合わせ。 ピストン。リング。w/p 交換が必要。 すぐに修理に取り掛かりたいので確認をお願いします。
クレームが有った日時	令和　元年　7 月　15 日　午前・午後 13 時 00 分
相手方の要求	修理及び代車の手配
会員会社の見解 もしくは反論	ファンベルトの張り過ぎが原因と考えられる。
関係者の氏名 （ 従業員・下請等 ）	作業員 ○○○○ 検査員 ○○○○

☆本紙を参考にご記入下さい。

指定用紙様式―１の追加様式　　令和　　年　　月　　日

整備車事故追加項目報告書

事故日	令和　　年　　月　　日	指定工場会会員名	

事故発生の状況と その原因	
事故発生後の対応 及び損害車輌の現状	
クレームが有った日時	令和　　年　　月　　日　　午前・午後　　時　　分
相手方の要求	
会員会社の見解 もしくは反論	
関係者の氏名 （ 従業員・下請等 ）	

☆本用紙をコピーしてご使用下さい。

指定用紙様式―2

静岡県自動車整備指定工場会　会長　殿

令和 2 年 7 月 20 日

書き方を参考にして下さい。

申請人
住　所　静岡市駿河区国吉田 1-2-3
事業場　安心自動車整備工場(株)
氏　名　○　○　○　○　　㊞

事故再発防止社内対策報告書

事故発生日	メーカー名	車　名	型　式	年　式
令和　元年　7月　15日	ホンダ	オデッセイ	LA－RA6	H12

事故内容

ファンベルトを調整した際、張り過ぎによりウォーターポンプのベアリングが焼き付き
ファンベルトが破損しエンジンがオーバーヒートを起こした。

この欄も記入してください。

事故車整備担当者の経験年数　　自動車整備士資格

再発社内防止対策

作業途中に他のメカニックにもチェックして頂き完成検査も確実に行う。
作業ミスは朝礼、ミーティング等で発表し再発防止に努める。

例 2　社内に作業ミス撲滅のマニュアルを作り、事前準備、中間検査、完成検査等を
実施し再発防止策を徹底する。

(事務局記入)	査定委員会の判断	保険の種類	保険金支払日
事故No.	有責　　無責		年　月　日

☆本紙を参考にご記入下さい。

指定用紙様式―2

静岡県自動車整備指定工場会　会長　殿

令和　　年　　月　　日

申請人
住　所
事業場
氏　名　　㊞

事故再発防止社内対策報告書

事故発生日	メーカー名	車　名	型　式	年　式
令和　　年　　月　　日				

事故内容

事故車整備担当者の経験年数　　自動車整備士資格

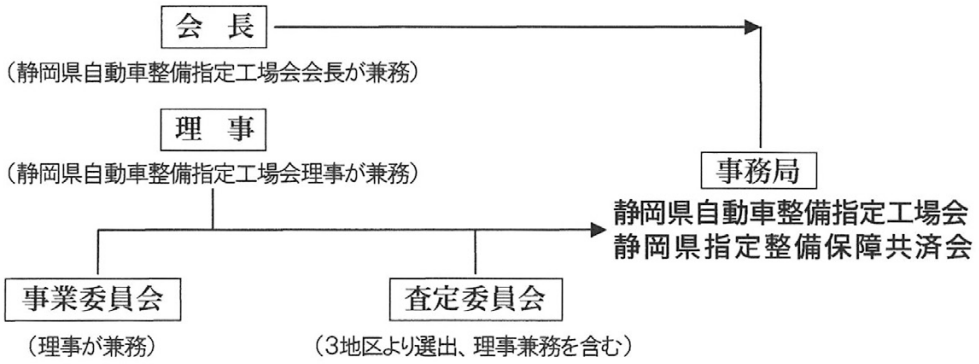
再発社内防止対策

（事務局記入）	査定委員会の判断	保険の種類	保険金支払日
事故No.	有責　　無責		年　　月　　日

☆本用紙が必要な場合は、コピーを取ってご使用下さい。

8.「指定整備保証」事故処理要領　（損害サービス用）

1. 静岡県指定整備保障共済会の組織



2. 事業委員会・査定委員会役員名簿

総会資料に掲載

3. 会員の構成

静岡県自動車整備指定工場会会員のうち「指定整備保証制度」に加入会員
加入数は総会資料に掲載、加入依頼書は事務局にて保管

4. 年間保証書発行数

総会資料に掲載

5. 指定整備保障制度について

「指定整備保証」マニュアル　１０頁

（１）整備補償（ＰＬ賠償）
　①対人・対物賠償
　②完納車損害
　③完納車損害（瑕疵部分賠償）共済会支払

（２）自動車管理者賠償責任保険



6. 発行保証書の有効期間

「指定整備保証」マニュアル　　７頁参照

7. 補償対象とする事故、補償対象とならない事故

「指定整備保証」マニュアル　８頁、１１頁参照

8. 整備保証書記載例

表面　１５頁　　裏面　１６頁

9. 事故報告について

「指定整備保証」マニュアル　１７～１８頁参照

（１）会員に事故が起こりますと損害保険会社（幹事会社）各地区サービス課担当の所に会員より報告が入ります。

（２）整備車事故損害報告届出書（指定用紙様式－１［２２頁］と追加様式［２４頁］）に事故内容を記入し［２６頁］事故再発防止社内対策報告書を記入して保険会社にＦＡＸまたは郵送されます。

（3）会員より事故発生届出があったら各地区事務局及び 県事務局 に事故報告を入れて下さい。
（ＦＡＸ送信）

（4）保険会社は報告に基づき事故調査に入ってください。
①事故内容の調査、事故箇所写真、提出書類の依頼（事故提出書類のチェックシート）
②保険金請求書類は２０頁３の表１～１４までを被保険者より回収して完了とする。

（5）再整備の完了により提出書類が揃いましたら 県事務局 に査定委員会開催の連絡、
同時に事故内容をまとめ 保険会社査定報告書 と 認定内容内訳書 を作成して下さい。
（資料原稿をご希望の方は 県事務局 にご連絡下さればメールで送信いたします）
事故調査書類に上記２点の書類を加え下記委員までお送り下さい。

（6）査定書類の送り先（総会資料に記載）

①事故発生地区　　大型査定委員　２名
小型査定委員　２名
地区事務局
共済会副会長（地区会長）
共済会会長　（県会長）
共済会事務局（県事務局）



（7）査定委員会の開催
各委員の書類チェックが済み不足資料が無ければ 県事務局 が査定委員長及び地区事務局と相談の上、査定委員会を開催いたします。

（8）査定委員会で審議頂き、結論が出ました事故案件は保険金支払承認書を１枚作成し査定委員長・地区会長・県会長の承認署名、捺印を頂き支払となります。
査定委員会に支払保険金額欄を空白のままご用意下さい。査定委員会審議の結果、保険金額が保険会社損害認定額と変わる場合があります。
保険金支払までに「事故再発防止社内対策報告書」を 県事務局 に提出して下さい。
（資料原稿をご希望の方は 県事務局 にご連絡下さればメールで送信いたします）

（9）被保険者(会員)に支払保険金額を説明後、保険金支払承認書に署名・捺印を頂き、コピーを 県事務局 までお送り下さい。

(10) 保険金支払のご案内
保険金の支払が完了しましたら「保険金支払のご案内」通知を 県事務局 までお送り下さい。

(注) 事故査定委員会審議前又は保険金支払承認書に捺印を頂く前に損害保険の支払はしないで下さい。

（損害資料）

依頼日　令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

事故提出書類チェックシート

保険金請求書類の提出明細

	提　出　書　類	会員チェック欄	損保担当チェック及び受取日	
1	保険金請求書類（指定用紙様式―1）			年　月　日
2	保険金請求書類（追加様式）			年　月　日
3	示談書			年　月　日
4	損害見積書及び納品書又は請求書写し			年　月　日
5	事故箇所写真			年　月　日
6	車検証（写し）			年　月　日
7	指定整備保証書（本書及び前後の写し）			年　月　日
8	適合証（本書及び前後の写し）			年　月　日
9	定期点検記録簿、又は事故作業の分解記録簿写し			年　月　日
10	臨時作業の日付、内容、金額、作業時の走行キロを証明する書類(ユーザーに対する請求書類)			年　月　日
11	事故再発防止対策報告書（指定用紙様式―2）			年　月　日
	その他保険会社が必要とする書類			
12				年　月　日
13				年　月　日
14				年　月　日
15				年　月　日

※ このチェックシートをコピーして会員及び損害係双方が保管して下さい。

上記資料を令和　　年　　月　　日までにご提出下さい。

＜提出先＞

＿＿＿＿＿＿＿＿保険会社　損害係

担当者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ＦＡＸ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(損害資料)

静岡県指定整備保障共済会　御中

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿保険株式会社
損害サービス

静岡県自動車整備指定工場会整備車輌事故　　担当 ＿＿＿＿＿

保険会社査定報告書

当該車輌につきましては、以下の査定判定に基づき、有責、無責と思われますのでご査定をお願い致します。

会員名	
使用者名	
事故車輌	
事故日時	

弊社査定内容	原因 損害認定

整備車輌事故支払保険金計算書

会員損害提示額	円
弊社算出修理額	円

規約上支払対象外となるもの		保険約款上支払対象外となるもの	
項　目	金　額	項　目	金　額
	円		円
合計金額	円	合計金額	円

認定損害額		←弊社算出修理額―支払対象外
免責金額		←下記「免責額の適用について」参照
支払予定額		

※免責額の適用について（マニュアル　　頁参照）

当該車輌は、規約上「　　」であり、また使用期間　　年以下かつ走行キロ　　万キロ以下である為、
免責金額規定「　　万円又は損害額 × ０．　　の多い方を適用する」から、
損害額　　円 ×０．　≒　　円 ＜　　円となり、本件の免責金額は　　円を適用した。

事故認定内訳書

明　　細	請求金額	保険査定額	認定根拠／点数単価

備　　考

静岡県自動車整備指定工場会整備車両事故

保険金支払承認書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿保険会社　御中

下記整備車輛事故につき、令和　　年　　月　　日に行われた査定委員会の会議の結果有責と判断いたします。

会員名	事故日	支払保険金額	地区査定委員長所見

上記保険金をお支払い下さい。　　令和　　年　　月　　日

東部・中部・西部地区査定委員長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

東部・中部・西部自動車整備指定工場会　会長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

静岡県自動車整備指定工場会　会長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

指定整備保障共済会　被保険者（会員名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（注）保険金支払承認書はＡ－４横で制作をお願いします。

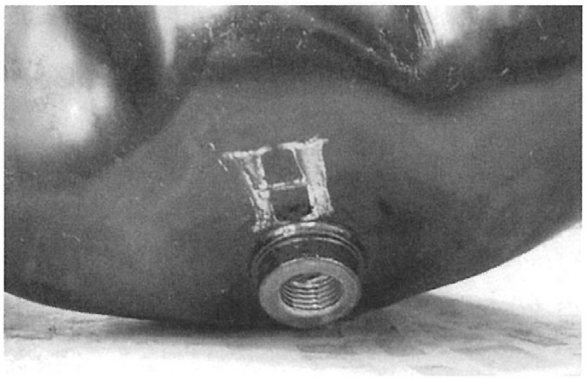
事故損傷部写真の撮り方 (損保アジャスター調査用)

事故車の確認　(登録番号)



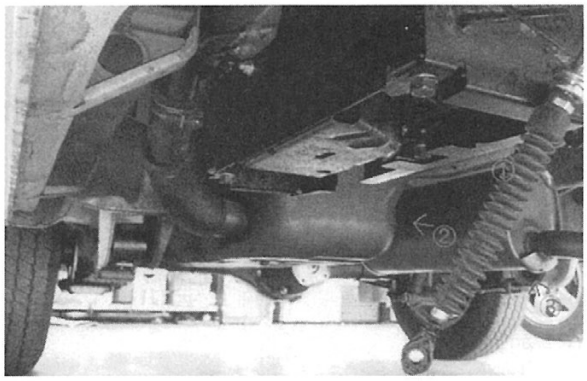
(1)ナンバーを入れて撮影

事故の起こった直接の原因または箇所 ①



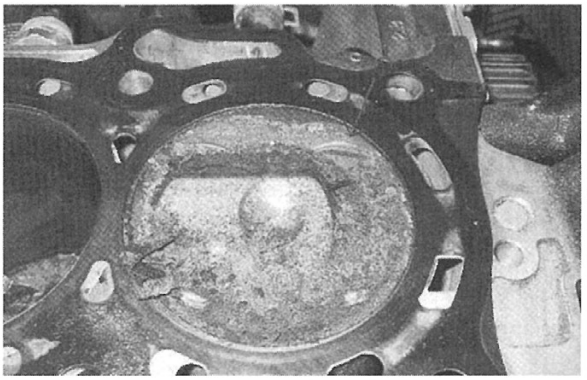
(1)オイルドレンボトルは無い

事故の起こった直接の原因または箇所 ②



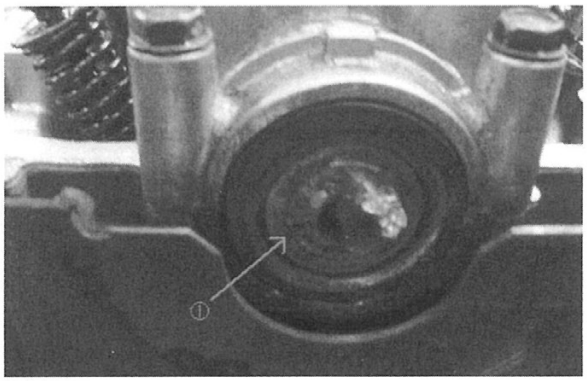
(1)エンジンオイル漏れ　オイルの飛散状態を確認

主な損傷箇所 ①



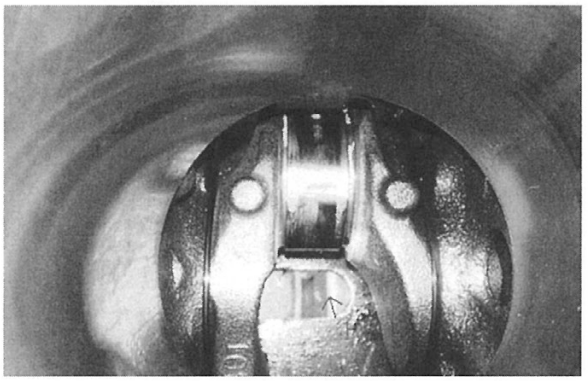
(1)バルブとの接触痕あり

主な損傷箇所 ②



(1)カムシャフトの損傷部を確認

主な損傷箇所 ③



(1)クランクシャフトジャーナル部の焼き付き

※事故の起こった箇所又は損傷箇所は必要に応じ角度を変えて撮影する事。

①申請会員名

②事故車登録番号

③車　名

④写真の下に説明文を記載する

あとがき

会員の皆様のご理解とご協力で、当会の共済事業が順調に運営出来ていることに心より感謝しお礼申し上げます。

「自らの仕事に責任を持ち、お客様へ安全の証として整備箇所について保証する事」

この制度は、約４０年も前に静岡県の指定整備事業場の先人たちが考え仕組みを作り上げた、素晴らしい整備共済制度です。過去、その時々の変化に合わせて改定を重ね、現在の内容に至っています。

今回もプロジェクト委員会・提携損保会社の皆様にご協力いただき、この改訂版を発行することが出来ました。関係された方々にお礼申し上げます。

今後も、会員の皆様のご協力をいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

静岡県指定整備保障共済会
会長　今野　秀明

静岡県自動車整備指定工場会　東部・中部・西部　三地区検査員会
静岡県指定整備保障共済会　事業委員会　査定委員会

静岡県自動車整備指定工場会・指定整備保障共済会　会長　今野　秀明
東部自動車整備指定工場会　副会長　佐々木　秀樹
中部自動車整備指定工場会　会長　渡邊　泰男
西部自動車整備指定工場会　会長　坂井　光藏

提携損害保険会社　(順不同)

損害保険ジャパン(株)　東京海上日動火災保険(株)　あいおいニッセイ同和損害保険(株)

マニュアル発行	昭和59年　1月1日（1984年）
第1次改訂	昭和62年12月1日（1987年）
第2次改訂	平成　3年10月1日（1991年）
第3次改訂	平成　7年　7月1日（1995年）
第4次改訂	平成16年　6月1日（2004年）
第5次改訂	平成20年10月1日（2008年）
第6次改訂	平成25年　3月1日（2013年）
第7次改訂	令和　2年　7月1日（2020年）
第8次改訂	令和　4年　8月18日（2022年）

静岡県自動車整備指定工場会
静岡県指定整備保障共済会
事業委員会・査定委員会